

大宜味村持続可能な農業振興補助金交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する「大宜味村に住民登録をしてから1年以上が経過しており、大宜味村内に居住の実態がある農家」で、農地を大宜味村外に所有する者の取扱要領（以下「本要領」という。）

1. 本要領の趣旨

第3条第1項第1号及び第2号に規定する「大宜味村に住民登録をしてから1年以上が経過しており、大宜味村内に居住の実態がある農家」（以下「村民要件」という。）とあることについて、村内居住者が止むを得ず村外に農地を所有している場合があり、その状態の者の適用について、村外に農地が在る場合における適用、不適用の要件について以下に定める。

要件設定あたっては、農家の生活環境の経緯において、止むを得ず村外に農地が存在していることが推測される。

また、村民要件の本質として本村に住民税等の申告がなされていることが求められる。

補助金交付手続きに際し現地確認を行うにあたっては、基本的な考え方として、村民要件に起因した村内農地の範囲において、村職員が調査を行うものとして調整されていることを添えておく。

（1）適用要件

国頭村、東村及び名護市字源河に所有する農地

（2）不適用要件

前号の適用要件の範囲においても、令和8年4月1日以降に権利設定した村外農地については、適用しない。

2. 本要領の施行日

令和8年4月6日

大宜味村長 友寄 景善